

私達は、マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づいて感染防止に取り組んでいます。

# 新型コロナウイルス 感染防止対策実施施設

施設名 **公益財団法人 三重県健康管理事業センター**

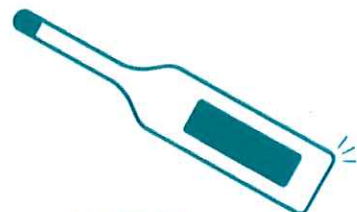
私たちは受診者および職員の安全確保のため下記の事項を励行します。



マスクの着用



手洗い・消毒



体調チェック  
(検温など)



十分な換気



密集を避ける



定期的な消毒

本ポスターは、内閣官房の業種別ガイドラインにも指定されている「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づいた感染対策を行う健診施設の自己申告・責任により配布するものです。対策の詳細に関しては健診施設にお問い合わせください。 <https://www.ningen-dock.jp/covid19poster/>

マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」作成団体  
日本人間ドック学会・日本総合健診医学会・結核予防会・全国労働衛生団体連合会  
日本対がん協会・日本病院会・予防医学事業中央会・全日本病院協会



## 受診者の皆様へお願い

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当センターでは次のような対応を行っております。ご理解ご協力をお願いいたします。

### <受診をお断りする場合>

次に該当する方は、受診をお断りします。該当しなくなってからご受診ください。

1. 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊料用及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方
2. 受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方
3. 次のいずれかに合致する方のうち、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方
  - ① 諸外国への渡航歴がある方
  - ② 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）

### <受診延期を考慮していただきたい場合>

1. 新型コロナウイルスに感染した方  
新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配がなくなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。入院や療養の解除基準を満たしてから十分な期間を置いてから受診することを推奨します。
2. 新型コロナワクチンを接種した方  
接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。
3. 基礎疾患のある方、高齢者の方  
新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすいとされる高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患といった基礎疾患がある方、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令期間中は、受診延期を考慮することを推奨します。

感染防止にご協力いただき、誠にありがとうございます。